

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）

- 1 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときに受ける許可の期間を定めることとした。（第 4 条の 5 関係）
- 2 許可の期間の満了後、さらに継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、屋外広告物継続許可申請書に屋外広告物自己点検報告書を添えて知事に提出しなければならないこととした。（第 5 条及び様式第 6 号の 2 関係）
- 3 2 の許可の申請に係る内容が、当該許可申請の際現に許可されている内容と同一であるときは、形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面等の添付書類を省略することができることとした。（第 5 条関係）
- 4 2 の書類について、許可期間が 1 月を越えないものにあつては 10 日前までに提出しなければならないこととした。（第 5 条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を設けることとした。

### 佐賀県屋外広告物条例施行規則第 3 条に規定する許可の基準の特例に関する規則（規則第 48 号）

- 1 この規則は、佐賀県屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」という。）第 3 条に規定する許可の基準の特例に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 この規則は、平成 22 年 3 月 31 日において現に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（屋外広告物法第 7 条第 4 項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）のうち、この規則が施行された時点の許可区域に表示又は設置されているもので、施行規則別表第 2 に規定する基準に適合していないものについて適用することとした。（第 3 条関係）
- 3 この規則の公布の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則の対象となる広告物の表示又は掲出物件の設置に係る佐賀県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可（以下「是正条件付き特例許可」という。）の基準は、施行規則別表第 2 の第 1 の(5)、(6)及び(7)とすることとした。（第 4 条関係）
- 4 3 の基準に基づき条例第 5 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、施行規則第 2 条第 1 項に定める書類に屋外広告物是正条件付き特例許可申出書等を添えて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所（武雄市の区域に係る場所を除く。）を所轄する土木事務所長を経由して知事に申請しなければならないこととした。（第 5 条関係）
- 5 条例第 22 条の 2 の規定により読み替えて適用する条例第 5 条第 1 項の規定により武雄市長の許可を受けようとする者は、4 に規定する書類を添えて、武雄市長に申請しなければならないこととした。（第 5 条関係）
- 6 4 及び 5 の申請期限は、平成 26 年 12 月 17 日までとすることとした。（第 6 条関係）
- 7 3 の基準に基づき、改造その他の変更の許可を申請しようとする者にあつては施行規則第 5 条第 1 項に定める書類に、継続の許可を申請しようとする者にあつては施行規則第 5 条第 2 項に定める書類に屋外広告物是正条件付き特例許可申出書等を添えて、知事に提出しなければならないこととした。（第 8 条関係）
- 8 継続の許可を申請しようとする者は、7 に規定する書類を、当該許可期間満了の日の 1 月前までに提出しなければならないこととした。

(第8条関係)

- 9 条例別表第1の知事が別に定めるものは、是正条件付き特例許可とすることとした。(第9条関係)
- 10 屋外広告物是正条件付き特例許可申出書及び誓約書の様式を定めることとした。(様式第1号及び様式第2号関係)
- 11 その他所要の事項を定めることとした。
- 12 この規則は、公布の日から施行することとし、平成31年3月31日限り、その効力を失うこととした。